特定国立研究開発法人特別措置法の概要

- ○特定国立研究開発法人は、産学官の人材・知・資金を結集し、イノベーションシステムを強力に駆動する中核機関
- 〇総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)の意見を法人運営に反映する等の仕組みにより、国家戦略との連動性を高め、我が国の科学技術水準の著しい向上を図り、国際的な産業競争力の強化を実現

基本方針の策定(第3条) CSTIの意見を反映した基本方針の策定

基本方針に基づく中長期目標の策定(第5条)

CSTIの意見を反映し、主務大臣が中長期目標を策定・変更

Plan

制度の見直し(附則第5条)

政府は適当な時期に所要の法改正 を含む制度の在り方を検討

Action

長の解任(第4条)

研究開発成果の創出が見込まれない場合は主務大臣が長を解任可能

目的(第1条)

- 〇産業競争力を強化するため、 我が国の科学技術の水準の 著しい向上を図ることが重要
- 〇世界最高水準の研究開発成 果の創出、普及、活用の促進

対象法人(第2条)

物質·材料研究機構理化学研究所 産業技術総合研究所

<u>評価(第5条)</u>

CSTIの意見を反映した 主務大臣による成果の評価 Check

業務運営の改善(第5条)

中長期計画に基づき業務運営を改善

情勢変化に迅速な対応(第7条)

主務大臣が科学技術に関する著しい情勢変化への迅速な対応を要求



報酬・給与の特例(第6条)

- 〇世界最高水準の専門知識・経験を 有する国際的に卓越した人材への 報酬・給与の支給基準を柔軟化
- 〇若年の研究者等の育成及び活躍 の推進に配慮

研究開発等の特性への配慮(第8条)

政府は研究開発等の特性(注)に配慮 (注)「長期性」「不確実性」「予見不可能性」 「専門性」など

:ガバナンスの強化

:研究開発力の強化